

〔大城 勝議員 登壇〕

○7番 大城 勝君 ハイサイ、グスーヨー。7番議員の大城 勝ヤイビーン。午後の部、一般質問、ミーチヌ、タジュニグトゥ、ハジミレヤーディムトイビーン。マジ、ミーチヌウチヌティーチミーヤ、休憩をお願いします。ウチナーグチで話をしても大丈夫ですか。

○議長 知念富信君 大丈夫です。

○7番 大城 勝君 では始めます。ミーチヌウチヌティーチ、拡大図書ディーセーヌーヤガディーヌ、質問ヤイビーン。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午後1時29分）

再開（午後1時30分）

○議長 知念富信君 再開します。7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 ミーチヌウチヌティーチ、拡大図書ディーセーヌーヤガディーヌ、質問ヤイビーンシガ。（1）拡大図書とはどんな本か把握しているか。（2）本町、南風原町の図書館の拡大文字に関する図書は何冊か。利用者数や本の種類、ジャンルを確認したい。（3）拡大文字図書は、視力の弱くなった高齢者にとっても、活用しやすい図書だと考える。拡大図書の愛好者をふやす意味からも、町民に情報発信ができないか。

ティーチミヤー、ナマヌグトゥヤイビーン。ターチミー、読書バリアフリーについて。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午後1時30分）

再開（午後1時31分）

○議長 知念富信君 再開します。7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 意思疎通がありまして、やっぱりヤマトグチ、マシヤンディーヌ、クトゥヤイビークトゥ、アンサビーン。

○議長 知念富信君 共通語をお願いします。

○7番 大城 勝君 質問の2、読書バリアフリー法について。（1）視覚障害や発達障害のある人たち

に、読書しやすい環境を整える「読書バリアフリー法」が、ことし、令和元年6月の衆議院本会議で可決、成立したがどのような法律か把握しているか。(2)本町図書館における点字図書に関する書籍は、利用者の要望に応えられているか。①本町図書館の点字図書の蔵書数は何冊か。②利用者の数は幾らか。(3)「読書バリアフリー法」が成立して、点字や音声読み上げを国や地方自治体の責務と定めたことは、本町において従来ボランティア的な枠内でやってきたことを、町みずからの責務として行うことになるかと考えるが、執行部の見解を問う。(4)本町ではこの法律の恩恵を受ける対象者で、視覚障がいのある人は何人か。(5)今度の法律の恩恵を受けるべく、視覚障がい者の高齢者は、今後ふえると推測する。そのような対象者にも音声CDを活用してもらおう策をつくっていただきたい。

ミーチミーヌシツムヌ、ふるさと納税取り扱い業者選考を問う。(1)町行政は、町商工会との絆をより強いものとして保っていくべきところであり、本年度のふるさと納税プロポーザル方式の審査過程では、その町行政と町商工会の絆が十分に審査過程で反映されたか疑問である。絆という項目を審査評価点として数値化するには困難ということであればいたし方なしだが、町執行部の見解を問う。この3つを質問いたします。ご答弁よろしくをお願いします。

○議長 知念富信君 教育長。

○教育長 新垣吉紀君 質問事項1番目の拡大図書についての(1)についてお答えいたします。弱視者にも読みやすいように、文字の大きさや行間等を調整し、大きな活字で組み直した図書でございます。

(2)です。拡大図書は182冊で、利用者は開館当時の平成24年から平成30年度までに1,600人、令和元年度は11月現在で180人です。ジャンルは哲学、社会科学、自然科学、技術、言語、文学となっています。

(3)です。広報誌やホームページ等で拡大図書の情報発信をしております。

続きまして質問事項2の読書バリアフリー法についての(1)です。障がいの有無にかかわらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字・文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的に、読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進するための法律となっております。

(2)です。点字図書は23冊、利用者は開館当初から昨年度までに40名で、今年度はまだ利用者はありません。

(3)現在、拡大図書やCD、DVD等の音声図書等の配置は、町立図書館が「広報はえばる」、「社協だより」、「議会だより」の音訳を、地域ボランティアの皆さんが担っていただいています。読書のバリアフリー法の趣旨の達成には、行政のみならず、ボランティアの協力が必要と考えておりますので、引き続き地域との協働により取り組んでいきたいと考えております。

続きまして(5)です。広報はえばる12月号の図書だよりに「音声CD貸し出ししています」を掲載いたしました。今後とも、広報、ホームページ、あらゆるメディアを活用してお知らせに努めてまいります。以上です。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項2点目の読書バリアフリー法についての(4)についてお答えします。令和元年12月1日現在で、視覚障がいのある人は119人です。

質問事項3点目、ふるさと納税取り扱いの業者選考を問うにお答えします。プロポーザル方式による

「ふるさと納税推進事業」の委託については、各提案事業者の業務遂行に関する知見、技術、経験などを見きわめ、本業務を委託するのに最も適した事業者を選定しております。審査評価の内容については、今後選定委員会で検討していきたいと考えております。以上です。

○議長 知念富信君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 ティーニーニアイ、答弁ありがとうございました。では、再質問をさせていただきます。拡大図書とはどんな本か把握しているかということに対して、答弁どうもありがとうございました。私は、余り読書はしないのですが、拡大文字の図書を借りて読み始めています。老眼鏡でもないのですが、拡大鏡の眼鏡なしでもとても読みやすく目が疲れないです。拡大文字図書というのは、そういう目に優しい本であると思います。答弁どうもありがとうございました。

それから2番目に、本町図書館の拡大文字に関する図書は何冊かということに対して、拡大図書は182冊、利用者は7年間で1,600人、年間200人ぐらいでしょうか。本の種類も小説とか随筆など多岐にわたっているということでした。私が見た感じは、まだまだふやせるかとも思うのですが、本棚のスペースというのでしょうか、そこはもうぎりぎりのところではあるんですね。先ほどお話ししましたように、答弁の中に、7年間で1,600人というのは、拡大文字の利用者が、一般図書の利用者と比べてどうでしょうか。少ないのか、多いのか、どれぐらい多いのか。その辺がわかりましたら教えてください。

○議長 知念富信君 生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長 神里 智君 お答えします。平成30年度の図書館の来館者は5万7,516人ですので、それで多いかどうかわかりませんが、約6万人の方が来館していることになります。以上です。

○議長 知念富信君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 私がお聞きしたいのは、拡大図書を借りる人が多いのか、少ないのかということです。200名ということは。

○議長 知念富信君 生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長 神里 智君 利用者ごとに分類したことがないものですから、拡大図書を借りる人が多いのかという把握はいたしておりません。済みません。

○議長 知念富信君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 課長から見てどうですか。多いような感じがしますが。少な過ぎると見えますか。

○議長 知念富信君 生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長 神里 智君 先ほど言った弱視の方が119名おられますし、老人の方も、障がいではなくても、議員ご指摘のとおり目の悪い人もおられますので、そこら辺がどれだけいるかということも把握していませんので、私は読書するときは眼鏡をかけたりしますので、必ずしも目が悪いから拡大文字を使うとか、そういったものの把握をいたしきれていませんので、そういったことは把握していないということをご理解をお願いします。

○議長 知念富信君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 どうも、議論がかみ合わないみたいで、またいつかやりましょう。拡大図書というのは、視力の弱くなった高齢者にとっても活用しやすい図書だと考えます。町行政は、多くの町民、特に視力の低下した中高年者に情報を発信して読書愛好者をふやしてほしいと思いますが、と質問しました。答弁は、広報紙やホームページなどで情報を発信していくということですが、視力の低下した人たちにとってはどのような方策がとれるのかと考えてしまいます。どうしても、視力が弱いと、目に障害があると遠ざかっていくと思います。情報も入ってこない、ましてや広報紙なども読む気がしない。小さな字ですから。そういう中で、どうやってその人たちの読書欲をかき立てるとするか、盛り上げていくかということを工夫してほしいということですが、どうですか。難しい問題でしょうか。答えられる人は答えてください。

○議長 知念富信君 生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長 神里 智君 音訳ボランティアが発行しています広報紙や議会だより、社協だよりには音訳がありますので、そういったものがありますということは、広報紙やホームページでお知らせしていきたいと思いますが、それと、もし拡大文字のリクエストがありましたら、利用があった場合には、この本はないですかという利用者がおりましたら、一般図書も含めて購入を検討していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長 知念富信君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 ナマルグトゥシ、答えてもらえれば非常にいいです、私としても。上等です。どうもニフェード。そういうわけで、拡大図書とはということで、この段は終わります。

次に、読書バリアフリー法についてですけれども、視覚障害や発達障害のある人たちに、読書しやすい環境を整える「読書バリアフリー法」が、令和元年6月の衆院本会議で可決、成立したがどのような法律かということに対して答弁をいただきました。この読書バリアフリー法とは、に対して、点字図書や音声読み上げに対応した電子書籍の普及を国や地方自治体が推進するための法律であると私は理解しますが、その理解でよろしいかどうか。

○議長 知念富信君 生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長 神里 智君 ご指摘のとおりだと思います。

○議長 知念富信君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 読書バリアフリー法の制定は、障がい者の自立と社会参加の基礎となるだけでなく、高齢化社会においても大きな意味を持つものだと私は思います。今回の読書バリアフリー法が成立し、点字や音声読み上げなどを国や自治体が推進するということは、本町、南風原町の自治体でのボランティア的な枠内でやってきたことを、今後は利用者のさらなる掘り起こしなどを行い、利用者をふやすことが自治体に課された責務と義務になったということであると考えます。答弁も同様の内容だと受けとめておりまして、どうもありがとうございました。これで読書バリアフリー法についての質問は終わります。

次は3つ目のふるさと納税取り扱い業者選考を問う、についてです。町行政は、町商工会とのきずなをより強いものとして保っていくべきところであり、本年度のふるさと納税プロポーザル方式の審査過程では、その町行政と町商工会とのきずなが十分に審査過程で考慮されたか疑問である。きずなという項目を審査評価点として数値化するには困難ということであればいたし方ありませんが、それでも町執行部の見解を問いますということに対して、私の意見としまして、町のふるさと納税事業の前段階のシステムを築いたのは、町商工会の一地元業者であるはずで、その業者は、5年計画での収支バランスなどを見込んで事業を推し進めているところでした。ところで、町商工会は、町内の商工業者等を取りまとめ、牽引していく組織であると考えますが、その組織と町行政は、互いに信頼関係を保ちつつ、きずなを強くして歩むべきと考えます。本年度のふるさと納税プロポーザル方式の審査過程では、その形が十分に表にあらわれてこなかっただけでなく、今までの行政と商工会とのきずなが信頼関係を保つにおいて、弱体化してしまうのではないかと懸念すらします。地元の事業者をよく知る町商工会が、町役場をサポートすることで、地元主導型の体制がつくれると思います。町外からの代行業者が事業から撤退すると何も残らない状況になるが、地元主導型だと、組織、人材やノウハウが残るはずで、そういう意味からも、町行政と町商工会とのきずなが強固であることを望みます。ところで、今回のふるさと納税プロポーザル方式の審査過程では、審査基準として幾つかの審査項目、1つ目企業能力、2つ目担当者能力、3つ目見積もり金額などが示されていますが、私はそこに4つ目として、町商工会への業者の貢献度も審査評価の対象にしてほしいと思います。町商工会への業者の貢献度を見ることで、プロポーザル審査に参入してくる業者と、本町商工会との協力度合いを推しはかることができるはずで、その協力度合いが、ふるさと納税制度を進めるにおいては重要だと考えます。今度のふるさと納税制度を考えると、その制度の地域社会に及ぼす影響というのは、大なるものがあると思います。単に納税という形をとり、ふるさと、地域に寄附をするという行為の制度として推し進めるだけでなく、そこにはふるさとの地域業者、またそれらのまとめ役である商工会の活性化に向けて、町行政は支援、助成する役割を担っていると思います。町行政は、町商工会とのきずなをより強いものとして保っていくべきです。ふるさと納税の審査過程においては、その評価項目として町商工会への業者の貢献度を取り入れてほしいと思います。答弁では、検討していくということをいただきました。いま一度、ご答弁をお願いできますか。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それではお答えいたします。まず、商工会と南風原町との連携についてですが、商工会は、町の商工業の総合的改善発達を図るとともに、社会一般の福祉の増進に資することを目的として設立してありますので、本町としても町と商工会が町の発展、産業の育成について連携していくことは必要だと考えております。それは議員と我々町としても一緒であります。また、これに加えて、今回のプロポーザルにつきましては、ふるさと寄附金の拡大も含めてですが、それプラス事務の改善が必須でありました。今回、やがて1万件を超えると思われる事務に対応するためには、職員ではなくて、先ほどお配りしている資料の中の太書きで、ふるさと納税推進事業業務委託内容比較表で、平成30年度と令和元年度の委託の内容を記載しておりますが、職員が対応してきた事務の部分、この事務改善が一つの大きな問題となりました。それを、平成30年に、年間を通して商工会と改善に努めてきたところですが、それが改善できなかったことから、プロポーザルを選択せざるを得なかったということが要因であります。これからも、商工会と町が一体となって行政を進めていくのは大事であること、また、ふるさと納税推進事業も事務の改善が必要であること、こういったことが背景にありますので、この辺はご理解いただきたいと思っております。また、今回のプロポーザルの審査項目につきましては、今後、プロポーザル審査委員会の中で、審査項目を選定していく予定となっております。

○議長 知念富信君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 ユタシクウニゲーサビラ。頑張ってください。こちら頑張りますから。以上で質問を終わります。